

# 島根海区漁業調整委員会事務局だより

第15期第12回島根海区漁業調整委員会が、令和元年6月14日（金）に松江市内で開催され、以下の議題について諮問等が行われました。

## 【議題】

- (1) 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について（諮問）  
・令和元年漁期におけるサバ類、ズワイガニ、クロマグロ TAC
- (2) 令和2年度全漁調連（日本海ブロック会議）への要望事項について（協議）
- (3) 水産政策の改革について（報告）
- (4) その他

委員会での検討結果は以下のとおりです。

## (1) 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について（諮問）

「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（TAC法）」に基づき、本県ではマイワシ、マサバ及びゴマサバ、マアジ、スルメイカ、ズワイガニ、クロマグロについて、毎年、国からの漁獲可能量の配分を受け、その数値に基づき県計画を定めています。

このたび、国より令和元年漁期のサバ類、ズワイガニに係わる国の漁獲可能数量が決定され、島根県への配分量が示されました。この決定通知に伴う県の管理計画の変更について、知事からの諮問があり、審議の結果、原案どおりで異議の無い旨の答申をすることになりました。

また、クロマグロの資源管理については、第4管理期間（知事管理の沿岸漁業については平成30年7月～）からTAC法に基づく管理が開始されており、第5管理期間（平成31年4月～）から都道府県間、大臣管理漁業間及び都道府県と大臣管理漁業の間で配分量の融通が可能となりました。

このたび、県内漁協に対して配分量の融通についての要望調査を実施したところ、大型魚0.6トン（抛出）と小型魚0.6トン（追加）の交換の要望があり、水産庁の仲介により配分量の融通に係る協議が整い、要望どおり、国の基本計画が変更されました。

国の基本計画変更に伴う県の管理計画の変更について審議され、審議の結果、原案どおりで異議の無い旨の答申をすることになりました。

## 県の管理計画の変更の概要

	令和元年7月～令和2年6月の知事管理量
まさば及びごまさば	25,000トン〔うち中型まき網：24,200トン〕
ずわいがに	若干

## くろまぐろの漁獲可能量（島根県知事管理分）の概要

	第5管理期間の知事管理量 (平成31年4月～令和2年3月)	
小型魚 (30kg 未満)	79.6 トン [うち 2.5 トンを留保枠とする]	
大型魚 (30kg 以上)	22.7 トン [うち 1.2 トンを留保枠とする]	
採捕の種類	小型魚 (30kg 未満)	大型魚 (30kg 以上)
定置漁業	21.3 トン	21.5 トン
くろまぐろ承認漁業	55.0 トン	
その他の漁業	0.8 トン	

### (2) 令和2年度全漁調連(日本海ブロック会議)への要望事項について(協議)

令和2年度全漁調連日本海ブロック会議への要望事項について、新規要望として、「水産政策の改革に伴う資源管理の推進について」、継続要望として、「クロマグロの資源管理に係る対策等の充実について」、「北朝鮮の弾道ミサイル発射等に対する漁業者の安全確保について」、「日韓漁業協定の実効確保と監視取締体制の充実強化について」、以上、4件の要望事項について、事務局より説明をしたところ、原案どおり了承され、全漁調連日本海ブロック会議に提出することになりました。

#### <委員から出された主な意見>

「クロマグロの資源管理に係る対策については、国に対ししっかりと要望をして欲しい。」

#### <事務局からの返答>

「全国的な問題でもあり、全漁調連としても重点課題として要望するところ。県においても、春の重点要望として国に要望をしたところ。」

### (3) 水産政策の改革について(報告)

水産政策の改革に伴い令和2年12月までに施行される改正漁業法の下での「新たな資源管理と今後の進め方」及び「許可体系の見直し」について事務局より説明をしました。

新たな資源管理では、(1) 最大持続生産量 (MSY) を達成する水準に維持又は回復させることを管理の目標とすること、(2) 管理の目標を達成するため、漁獲管理のシナリオを関係者間での意見交換を通じ決定すること、(3) そのシナリオに基づき毎年のTAC等を決定すること、とされています。

今後、国の研究機関が取りまとめた管理目標等が提示され、都道府県、漁業、加工・流通関係者等との意見交換によって関係者の理解を得たのち、水産政策審議会へ諮問・答申を経て資源管理基本方針が制定されます。

また、許可体系の見直しによって、知事許可漁業については、「継続許可漁業」と「新規許可漁業」とに区分され、新規許可漁業については、海区委員会への諮問や公示が必要となるため、許可に至るまでに一定の期間を要することになります。

なお、既存許可受給者から漁業許可を引き継ぐ場合は、新規許可ではなく、承継許可という扱いになります。

漁業法改正に伴い都道府県漁業調整規則例が改正される予定であることから、「島根県漁業調整規則」も所要の改正が必要となります。

#### (4) その他

このほど、松本美夫委員、林干城委員、吉原幸則委員の3名が、全漁調連より海区委員10年表彰を受けられたため、そのご披露並びに感謝状の伝達が行われました。

お問い合わせ：島根海区漁業調整委員会事務局 TEL 0852-22-5950